

## 【米国輸出管理規則 (EAR)】

# 対ロシア等経済制裁一 米国の輸出管理 規則について



大江橋法律事務所 パートナー 弁護士 /  
ニューヨーク州弁護士

小林 和弘

▶ PROFILE

k-kobayashi@ohebashashi.com

ロシアのウクライナへの軍事行動に対する、日本の外国為替及び貿易法に基づく輸出等の禁止措置については、前回の大江橋ニュースレター 2022年7月号(通巻53号)で概説しましたが、本稿では、幅広く域外適用される米国の輸出管理規則による輸出等の禁止措置について、概説します。

## 第1 はじめに

前回の大江橋ニュースレターに記載しましたが、2014年、ロシア連邦(以下「ロシア」と言います。)のクリミア自治共和国等の併合以降、日本は、ロシア等に対する制裁を行い、特に、本年2月21日に、ウクライナの一部であるドネツク人民共和国(自称)及びルハンスク人民共和国(自称)のロシアによる独立の承認以降、その制裁を拡大してきました。日本の制裁は、米国の主導により、他国と協調して行っています。そこで、本稿では、このような他国の制裁のうち、日本企業等にも幅広く域外適用される米国の規制、特に、輸出管理規則について、簡単にご説明します。

また、前回の大江橋ニュースレターは、本年5月20日現在の情報に基づいておりましたが、その後、日本の追加制裁がなされていますので、まず、これについて、簡単にご紹介します。

なお、本稿は、本年8月25日現在の情報に基づいております。その後、新しい制裁等がなされている可能性がありますので、ご注意ください。

## 第2 日本の追加制裁

日本は、5月20日以降、ロシア等に対する制裁を追加していますが、その中には、以下のようなものがあります。

### (1) 資産凍結等の措置

資産凍結等の措置が取られる対象が追加されており、8月25日現在、936の団体及び個人となっています。

### (2) ロシアからの貴金属(金)の輸入禁止措置

7月5日に、ロシアを原産地とする貴金属の輸入禁止措置を導入することが閣議了解され、8月1日から実施されました。

### (3) ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出等の禁止措置

6月7日に、ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を導入することが閣議了解され、同月10日に、輸出令の一部を改正する政令が閣議決定され、関連する省令及び告示が公布され、同月17日から、上記の輸出の禁止措置が実施されました。

対象は、以下のとおりです。

- 木材及びその製品の一部  
(例) 単板(針葉樹)、木製の容器・部分品
- 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器
- 手工具用又は加工機械用の互換性工具、機械用又は器具用のナイフ及び刃
- 機械類並びにこれらの部分品及び附属品の一部

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(例)液体原動機、ブルドーザー、バルブ(油圧伝動装置用等)等

•電気機器及びその部分品の一部

(例)交流発電機、トランスフォーマー等

•鉄道用機関車、鉄道の保守用の車両等

•輸送用の機械及びその部分品の一部

(例)貨物自動車(車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの)、  
ダンプカー等

•測定機器及び検査機器並びにこれらの部分品等

(例)測量用の機器・部分品等

### 第3 米国の制裁

米国のロシア等に対する制裁は、本稿で扱う輸出禁止だけではなく、輸入、投資の禁止、金融制裁、入国ビザ制限等、非常に広範なものとなっています。特に、金融制裁は、国家緊急経済権限法(International Emergency Economic Powers Act (IEEPA))及び国家非常緊急事態法(National Emergencies Act (NEA))等に基づき、米国財務省外国資産管理局(U.S. Department of the Treasury, Office of Foreign Assets Control (OFAC))の規則により、多くなされています。Specially Designated Nationals And Blocked Persons (SDN) Listに掲載した団体や個人の財産又は財産に対する権利を、移転し、支払い、輸出し、引き出し、その他取扱うことの禁止等がなされています。しかし、本稿では、輸出管理規則(Export Administration Regulations (EAR))に基づく輸出等の禁止措置について説明します。

## 第4 EARの規制

### 1 EAR

EARは現在輸出管理改革法(Export Control Reform Act of 2018 (ECRA))等に基づいており、米国商務省産業安全保障局(U.S. Department of Commerce, Bureau of Industry and Security (BIS))が定めています。

### 2 適用される品目

#### (1) 適用されない品目

EARが、適用されない品目には、以下のようなものがあります。まず、武器品目については、武器輸出管理法(Arms Export Control Act (AECA))に基づく、国際武器取引規則(International Traffic in Arms Regulations (ITAR))により規制されており、ITARで規制されている品目には、EARが適用されません(734.3(a), (b)(1)(i))。但し、ITARで規制されていない武器、軍民両用製品及び民生品については、EARが適用されます(730.3)。

それから、OFACが管理している規則により規制されている品目にも、EARは適用されません(734.3(a), (b)(1)(ii))。前述のとおり、ロシア制裁については、OFACにより制裁されているものが多くありますので、こちらにも注意する必要があります。

その他、核物質に関するもの等、他の機関が専属的に管理している品目には、EARが適用されません(734.3(a), (b)(1)(iii), (iv), (v),(vi))。

#### (2) 適用される品目

EARが適用される品目には、以下のようなものがあります。

(i) 米国内に所在するすべての品目です。これには、米国の外国貿易地帯にあるもの、又は米国を経由して外国から他の

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

外国に輸送中のものも含まれます(734.3(a)(1))。日本企業も、このようなものを所有することはあり得るので注意が必要ですが、この場合、米国から他国へ輸送されるので、米国のEARが適用されることは理解しやすいと思われます。なお、この品目は、貨物だけではなく、ソフトウェア及び技術も含まれます(772.1)。したがって、品目の輸出には、貨物の輸出だけではなく、技術の提供も入ります(734.13(a)(1))。また、米国に在住する外国人に技術又はソースコードを提供等することも、輸出とされます(みなし輸出)(734.13(a)(2))。

(ii) 米国原産品目です。これはどこに所在しようと適用されます(734.3(a)(2))。米国外にある品目にまで適用されるので、まさしく域外適用ですが、以下の規定により、さらに域外適用が拡大していますので、併せて検討する必要があります。

(iii) ①規制される米国原産貨物を組み込んでいる外国製貨物、②規制される米国原産のソフトウェアがバンドルされた外国製貨物、③規制される米国原産のソフトウェアが混合された外国製ソフトウェア、及び、④規制される米国原産の技術が混合された外国製技術です(734.3(a)(3))。つまり、米国から部品等輸入して製品を製造している場合や、米国企業からライセンスを受けている場合には、注意が必要になります。但し、キューバ、イラン、北朝鮮及びシリア向けの一定の米国製半導体を組み込んでいる外国製コンピュータ、一定の米国製暗号化技術を組み込んでいる外国製暗号化技術等一定のもの以外は(734.4(a))、外国製貨物等の総価額に対して規制される米国原産貨物等がデミニマス値を超えない限りは、EARの対象になりませんので、デミニマス値を超えているか否かを調査する必要があります。

デミニマス値はキューバ、イラン、北朝鮮及びシリア向けについては10%ですが、その他の地域向けについては25%になります(734.4(c),(d))。ロシア又はベラルーシ向けも25%ですが、ロシア及びベラルーシ向け品目はほとんど規制されることに

なったために、計算に入れる米国原産貨物の価額が増加することになっています(746.8(5))。

なお、規制される米国原産の技術が混合された外国製技術については、デミニマス値の例外に依存する前に、BISにワントタイムレポートを提出しなければなりません(734.4(c)(3),(d)(3))。

(iv) ①指定された技術及びソフトウェアの特定の外国で製造された直接製品(734.3(a)(4))、並びに、②プラント全体又はプラントの主要な構成装置の特定の外国で製造された直接製品も対象になります(734.3(a)(5))。外国で製造された直接製品は、従来は、国家安全保障上の外国直接製品規則(Foreign-Direct Product (FDP) rules)等に基づくものに限られていましたが、一定の中国企業向けのエンティティリストFDP規則で対象が拡大し、さらに、後述のロシア/ベラルーシFDP規則及びロシア/ベラルーシの軍事エンドユーザーFDP規則により、対象が非常に大きく拡大しています。

#### a. ロシア/ベラルーシFDP規則

この規則の適用される製品は、当初、商務省規制品リスト(Commerce Control List (CCL))(774.Suppelment No. 1)のカテゴリーが3(エレクトロニクス)、4(コンピュータ)、5(通信及び情報セキュリティ)、6(センサー及びレーザー)、7(航法及び航空電子)、8(海洋関連)及び9(航空宇宙及び推進装置)に関するものだけでしたが、カテゴリー0(核物質、施設及び装置[並びにその他の品目])、1(特別材料及び関連装置、化学物質、微生物並びに毒素)、2(材料加工)も対象となり、すべてのカテゴリーに関するものが対象になりました。すべてのカテゴリーのグループD(ソフトウェア)又はE(技術)の直接製品(734.9(f)(1)(i))と、これらの直接製品となるプラント又はプラントの主要な構成装置から製造された製造された製品(734.9(f)(1)(ii))が対象となります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

つまり、①あらゆる米国産ソフトウェア又は技術から製造された製品、及び、②あらゆる米国産ソフトウェア又は技術から製造されたプラント又はプラントの主要な構成装置から製造された製品も対象となります。①については、米国企業からライセンスを受けて生産している場合等になりますから、当該製品が対象となるか否かはまだわかりやすいのですが、②は製品の製造装置(プラント又はプラントの主要な構成装置)を他企業から購入していると、その製造装置が米国産ソフトウェア又は技術から製造されているかわからない場合がありますので、注意が必要です。

但し、後述しますCCLに記載されていない製品(EAR99)は、この規則の対象外です。

そして、これらの対象製品が、ロシア若しくはベラルーシを仕向地とされること、又は、これらの他対象製品が、ロシア若しくはベラルーシで製造される若しくは仕向地とされる部品、構成要素若しくは設備(但し、EAR99は除きます。)の製造若しくは開発に組み込まれる若しくは使用されることを認識している場合に、このロシア/ベラルーシFDP規則が適用されます(734.9(f)(2))。

#### b. ロシア/ベラルーシの軍事エンドユーザーFDP規則

この規則の適用される製品は、上記ロシア/ベラルーシFDP規則と同様ですが、EAR99も対象となっています(734.9(g)(1))。

そして、これらの対象製品が、指定されるロシア/ベラルーシの軍事エンドユーザーにより製造される、購入される、若しくは、注文される部品、構成要素若しくは設備(EAR99も除外されていません。)の製造若しくは開発に組み込まれる若しくは使用されること、又は、指定されるロシア/ベラルーシの軍事エンドユーザーが、これらの対象製品に関する取引当事者(購入者、中間荷受人、最終荷受人、エンドユーザー等)であることを認識している場合に適用されます(734.9(g)(2))。

#### c. 適用除外

ロシア/ベラルーシFDP規則及びロシア/ベラルーシの軍事エンドユーザーFDP規則は、これらの規則が制定された2月24日当初には、日本、EU加盟27カ国、英国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダの32カ国、3月4日に韓国、さらに、4月8日には、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスの合計37カ国から再輸出等する場合には、後記のEARの規定により適用されません。

もっとも、他の国に工場等を有している日本企業も多く、日本から製品等を輸出等するだけではなく、企業集団としては、そのような他国から製品等を輸出等することもあると思われます。その場合、上記37カ国以外から製品等を輸出等する場合には、このロシア/ベラルーシFDP規則及びロシア/ベラルーシの軍事エンドユーザーFDP規則が適用されますので、注意が必要です。

また、上記37カ国は、自国法令により米国の規制と実質的に類似の輸出管理を実施することを約束したため、このロシア/ベラルーシFDP規則及びロシア/ベラルーシの軍事エンドユーザーFDP規則が適用されなくなっています。つまり、上記37カ国から製品等を輸出等する場合には、当該国によりロシア向け輸出等の規制がなされていると考えられますので、その規制を遵守する必要があります。

### 3 適用される行為

上記2(2)(ii)乃至(iv)のように、米国外に所在する品目にもEARが適用されますので、米国からの輸出だけではなく、外国から他の外国への輸出(再輸出)も規制されます(734.14(a)(1))。さらに、外国で当該外国以外の国の外国人に技術又はソースコードを提供等することも、再輸出とされます(みなし再輸出)(734.14(a)(2))。つまり、日本におけるロシア人への技術の供与も規制されることになります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 4 禁止事項

### (1) ECCN指定品目

EARが適用されると、まずは、対象品目がCCLにおいて輸出規制分類番号(Export Control Classification Number (ECCN))で指定されているか否かを確認する必要があります。ECCNの1桁目は、CCLのカテゴリーを表しています。2桁目はグループを、3桁目は規制理由、4桁目は国際レジームに基づく規制か、米国独自規制かを、5桁目は品目ごとに割当られた通し番号を、それぞれ表しています(738.2(d)(1))。

対象品目のECCNがわかれば、CCLで、License Requirementsの欄を確認して、規制理由と規制レベルを確認し、商務省カンントリーチャート(Commerce Country Chart(738 Supplement No. 1))で、仕向地に、規制理由と規制レベルに×が付いているか否か確認します。×が付いていない場合は許可が不要となりますが、×が付いている場合は、CCLのLicense Exceptionsで、適用でき得る許可例外(License Exceptions)があるか否かを確認します。適用でき得る許可例外がある場合、その内容(740)とカンントリーグループ(740 Supplement No. 1)を調べて、仕向地に適用できるか否か確認します。適用できる許可例外があれば、許可は不要となりますが、適用できる許可例外がない場合には、BISに許可を取得する必要があります。

### (2) ECCN指定品目及びEAR99

ECCNで指定されていない品目はEAR99となりますが、ECCNで指定されている品目と同様に規制される行為があります。その中には、以下に挙げるようなものがあります。

(i) 766により発行された剥奪命令(Denial Orders)によって禁止される行為に携ってはなりません(一般禁止事項4)(736.2(b)(4))。EARに違反した者には剥奪命令が出され得ます。この剥奪命令が出された者はDenied Persons List

(DPL)に掲載されています。したがって、原則として、DPLに掲載されている者との取引を行うことができません。

(ii) 744により禁止された最終用途又は最終需要者への輸出等を行ってはなりません(一般禁止事項5)(736.2(b)(5))。ロシア等制裁では、以下のようなものが定められています。

#### a. ロシアの特定団体に対する制限

Entity List(744. Supplement No.4)に掲載されたロシアの団体への輸出等が禁止されています(744.10)。

b. ベラルーシ、ミャンマー、カンボジア、中国、ロシア連邦又はベネズエラの特定の「軍事最終用途」又は「軍事エンドユーザー」に対する制限

ベラルーシ若しくはロシアにおける軍事最終用途(military end use)(744. Supplement No.7)のための、又は、軍事エンドユーザーリスト(Military End-User (MEU) List)に掲載されたベラルーシ若しくはロシアの団体への輸出等が禁止されています(744.21)。

(iii) 746で定められた禁輸国又はその他の規制の対象とされた国に対して輸出等を行ってはなりません(一般禁止事項6)(736.2(b)(6))。ロシア等制裁では、以下のようなものが定められています。

#### a. ロシア産業向け制裁

掘削装置、水平掘削用部品、掘削仕上装置、サブシーブプロセス装置、北極圏での運転が可能な船舶用機器、ワイヤラインダウンホールモータ及び装置、ドリルパイプ及びケーシング、水圧破碎用ソフトウェア、高圧ポンプ、地震探査装置、遠隔操縦船舶、圧縮機、膨張器、バルブ並びにライザー等の輸出等が禁止されています(746.5)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

b. ウクライナのクリミア半島地域及びウクライナの対象地域  
ウクライナのクリミア半島地域向け、並びに、ウクライナのいわゆるドネツク人民共和国及びルガンスク人民共和国向け輸出等が禁止されています(746.6)。

c. ロシア及びベラルーシに対する制裁

(a) 一定の例外を除いて、ECCNで指定されている品目のロシア又はベラルーシ向けの輸出等が禁止されています。但し、みなし輸出及びみなし再輸出は許されています。

(b) 一定の例外を除いて、ロシア／ベラルーシFDP規則の対象となる外国で製造された直接製品の再輸出等が禁止されています。

(c) ロシア／ベラルーシの軍事エンドユーザーFDP規則のもとにEARの対象となる外国で製造された直接製品の再輸出等が禁止されています。

但し、前記のとおり、(b) 及び (c) は、日本等37カ国から再輸出等する場合には、適用されません(746.8(a)(4), Supplement No. 3)。

d. ロシア及びベラルーシ並びにロシア及びベラルーシのオリガルヒ及び有害行為者に対する贅沢品の規制

ロシア及びベラルーシ向け贅沢品(luxury goods)並びにロシア及びベラルーシのオリガルヒ及び有害行為者に向けての贅沢品の輸出等が禁止されています(746.10, Supplement No. 5)。

## 5 罰則等

EARに違反した場合、個人については、20年以下の懲役、利益若しくは損害の2倍又は1,000,000ドル以下の罰金、又は、その両方が科され得ます。法人に対しては、利益若しくは損害の

2倍又は1,000,000ドル以下の罰金が科され得ます(ECRA, 50 U.S.C. § 1760 (b), Alternative Fines Act, 18 U.S.C. § 3571 (d))。

さらに、300,000ドル若しくは取引価格の2倍以下の制裁金、免許取消、輸出等の禁止といった民事罰が科され得ます(ECRA, 50 U.S.C. § 1760 (c))。

また、対象製品も没収され得ます(ECRA, 50 U.S.C. § 1760 (d))。

そして、特に注意すべき点としては、行政制裁として、DPLに掲載され得ます。EARは上記のとおり、幅広く域外適用されますから、DPLに掲載されますと、米国企業だけでなく、特に米国企業と取引している他国の企業との取引もできなくなる可能性が高くなります。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。